原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則

原子力規制委員会組織規則（平成二十四年原子力規制委員会規則第一号）の一部を、別表により改正する。この場合において、同表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二　条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記部分が改正前欄及び改正後欄で同一のときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げるもののように改めること。

三　標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

四　標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げている場合であって、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を削ること。

五　標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であって、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附　則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

別表　原子力規制委員会組織規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
第一条　長官官房に、緊急事態対策監一人、核物質・放射線総括審議官一人、審議官三人及びサイバーセキュリティ・情報化参事官一人を置く。	**第一条**　長官官房に、緊急事態対策監一人、技術総括審議官一人、核物質・放射線総括審議官一人、審議官三人及びサイバーセキュリティ・情報化参事官一人を置く。
2　［略］	2　［略］
［項を削る。］	3　技術総括審議官は、命を受けて、原子力規制委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務に関する技術に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。
3　核物質・放射線総括審議官は、命を受けて、原子力規制委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務に関する国際協力、原子力事故による災害の防止、核燃料物質の防護、原子力の平和的利用の確保のための規制、放射線による障害の防止並びに放射性物質、放射線又は放射能の水準の監視及び測定に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。	4　核物質・放射線総括審議官は、命を受けて、委員会の所掌事務に関する国際協力、原子力事故による災害の防止、核燃料物質の防護、原子力の平和的利用の確保のための規制、放射線による障害の防止並びに放射性物質、放射線又は放射能の水準の監視及び測定に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。
4・5　［略］	5・6　［略］

（長官官房に置く課等）

第二条　長官官房に、次の六課並びに参事官二人及び安全技術管理官四人を置く。

［略］

（総務課の所掌事務）

第三条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　［略］

［号を削る。］

［号を削る。］

三～十六　［略］

十七　委員会の所掌事務に関する訴訟に関する事務の総括に関すること。

十八・十九　［略］

（参事官の職務）

第九条　参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること。

二　委員会の保有する情報の公開に関すること。

三　委員会の保有する個人情報の保護に関すること。

四～十　［略］

十一　委員会の所掌事務に関する法令案の作成及び法令の適用並びに不服申立てに関する事務の総括に関すること。

（監査・業務改善推進室、広報室、国際室及び法務調査室並びに企画官、国際協力推進官、地域原子力規制総括調整官、企画調査官及び情報システム管理官）

第十四条　総務課に、監査・業務改善推進室、広報室、国際室及び法務調査室並びに企画官一人、地域原子力規制総括調整官三人、企画調査官一人及び情報システム管理官一人を置く。

［項を削る。］

（長官官房に置く課等）

第二条　長官官房に、次の六課並びに参事官一人及び安全技術管理官四人を置く。

［略］

（総務課の所掌事務）

第三条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　［略］

三　法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること。

四　委員会の保有する情報の公開に関すること。

五　委員会の保有する個人情報の保護に関すること。

六～十九　［略］

二十　委員会の所掌事務に関する法令案の作成、法令の適用並びに不服申立て及び訴訟に関する事務の総括に関すること。

二十一・二十二　［略］

（参事官の職務）

第九条　参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

一～七　［略］

［号を加える。］

（法務室、監査・業務改善推進室、広報室及び国際室並びに企画官、国際協力推進官、地域原子力規制総括調整官、企画調査官及び情報システム管理官）

第十四条　総務課に、法務室、監査・業務改善推進室、広報室及び国際室並びに企画官一人、地域原子力規制総括調整官三人、企画調査官一人及び情報システム管理官一人を置く。

2　法務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　委員長の官印及び委員会印の保管に関すること。